

佐賀県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第八十二号

佐賀県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県青少年健全育成条例施行規則（昭和五十二年佐賀県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の二条を加える。

（携帯電話インターネット接続役務契約に係る書面の記載事項）

第四条の二 条例第十八条の五第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 青少年がインターネットを不適切に利用することにより、犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあること。

二 携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供をすることができる  
青少年有害情報フィルタリングサービスの内容

（青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出に係る書面の記載事項）

第四条の三 条例第十八条の五第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申出の年月日
- 二 保護者の氏名、住所及び電話番号

第五条中「及び第十八条第一項」を「、第十八条第一項及び第十八条の六第一項」に改める。

様式第八号中

第17条  
第18条第1項

を

第17条  
第18条第1項  
第18条の6第1項

に改める。

様式第十号の(裏)中「六 遊技業等を営む者の遊技業等の場所」を

「六 遊技業等を営む者の遊技業等の場所  
十七 遊技業等を営む者の遊技業等の場所」に改める。

## 附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。